

「要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について」
(平成 21 年 9 月 30 日付け老老発 0930 第 2 号) (抄)

(変更点は下線部)

改正後	現行
(別添 2) 主治医意見書記入の手引き I 1. (略) 介護認定審査会では、医療関係者以外の委員もその内容を理解した上で審査判定を行うこととなりますので、なるべく難解な専門用語を用いることは<u>避けて作成</u>してください。 2. (略) (1) ～ (4) (略) (5) <u>介護サービス計画作成等の介護保険事業の適切な運営を目的とした主治医意見書の活用</u> <u>主治医意見書は、介護サービス計画や介護予防ケアマネジメントのケアプランの作成に際し、介護サービスを提供するにあたっての医学的観点からの留意点を反映するために活用されます。</u> サービス提供時の医学的観点からの留意点や禁忌等は主治医意見書の記載内容のみから判断されるものではありませんが、介護サービス計画作成等に有用となる留意点をお分かりになる範囲で具体的に記入してください。 <u>主治医意見書はケアプランの作成のほか、介護保険事業の適切な運営のため、例えば以下の場面において活用されます。</u> <u>なお、申請者本人の同意を得た上で主治医意見書をサービス担当者会議の参加者に示すことについては、主治医に「守秘義務」に関する問題が生じることはないことを申し添えま</u>	(別添 2) 主治医意見書記入の手引き I 1 (略) 介護認定審査会では、医療関係者以外の委員もその内容を理解した上で審査判定を行うこととなりますので、なるべく難解な専門用語を用いることは<u>避け、楷書で平易にわかりやすく記入</u>してください。 2 (略) (1) ～ (4) (略) (5) <u>介護サービス計画作成時の利用</u> <u>介護サービス計画の作成に際し、介護サービスを提供するにあたっての医学的観点からの意見や留意点等についての情報を、申請者等の同意を得てサービス提供者に提供することになります。</u> サービス提供時の医学的観点からの留意点や禁忌等は主治医意見書の記載内容のみから判断されるものではありませんが、介護サービス計画作成等に有用となる留意点をお分かりになる範囲で具体的に記入してください。 (新設)

す。

・ 地域ケア個別会議

地域ケア会議の考え方や実践手法を整理し取りまとめた手引き（※１）において、ケアプランの作成時に用いたもの又は医学的な情報を参照するものの例として、主治医意見書を用いる旨を紹介しています。

具体的には、介護支援専門員が主治医意見書を地域ケア個別会議に持参したり、口頭等で内容を共有することにより、当該会議における個別事例の検討に活用される場合があります。

・ 居宅・施設サービスの入所判定

指定介護老人福祉施設等の入所に関する通知（※２）において、「施設は、保険者市町村に対し（中略）当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。」としており、当該求めに対して保険者は主治医意見書を用いて意見を表明する場合があります。また、認知症対応型共同生活介護の入居要件については、基準省令（※３）において、「指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。」としており、認知症の確認に際して主治医意見書が活用される場合があります。

具体的には、介護支援専門員や保険者から、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設及び認知症対応型共同生活介護における入所に関する検討のための委員会に主治医意見書が提出され、特例入所対象者の判定、施設への優先入所対象者の判定又は認知症の診断の確認に活用される場合があります。

（新設）

（新設）

・ 加算の算定

介護報酬の留意事項通知（※４）において、「加算の算定要件として（中略）『認知症高齢者の日常生活自立度』を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書を用いるものとする。」と規定しています。

具体的には、各事業所において、認知症高齢者の日常生活自立度を要件としている報酬（認知症加算や特定事業所加算等）の算定に、主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度の記載が活用される場合があります。

※１．介護予防活動普及展開事業 市町村向け手引き

※２．指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について（平成 26 年 12 月 12 日付け老高発 1212 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）

※３．指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 94 条

※４．指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の設定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日付け老企第 40 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

Ⅱ 作成に際しての留意事項

1. 作成者

主治医意見書の作成は、申請者の主治医が行ってください。

（新設）

Ⅱ 記入に際しての留意事項

1. 記入者

主治医意見書の記入は、申請者の主治医が行ってください。

2. 作成・送信方法

介護情報基盤を活用して主治医意見書を電子的に作成及び送信する場合は、電子カルテシステム又は文書作成システム（以下、「当該システム」という。）を用いて主治医意見書を作成し、当該システムを利用して介護情報基盤に送信してください。この場合、利用する当該システムは、厚生労働省老健局老人保健課が示す「主治医意見書／請求書電送サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に対応した機能が具備されている必要があります。また、主治医意見書の作成及び介護情報基盤への送信に当たっては、介護保険資格確認等 WEB サービスなどの公的なサービスを利用することも可能です。

紙媒体に記載する場合は、インク、またはボールペンを使用してください。

Ⅲ 作成マニュアル

1. 基本情報

「申請者の氏名」等

申請者の氏名を記入し、ふりがなを併記してください。

性別については、該当する□にレ印をつけてください。

生年月日及び年齢（満年齢）については、該当するものに○印をつけ、必要事項を記入してください。

住所及び連絡先については、居住地（自宅）の住所及び電話番号も記入してください。施設に入院・入所している場合は、当該施設の施設名、住所及び電話番号を記入してください。

（削除）

2. 記入方法

主治医意見書への記入は、インク、またはボールペンを使用してください。なお、パーソナルコンピュータ等を使用することはさしつかえありませんが、その場合には感熱紙等長期間の保存に適さないものは用いないでください。記入欄に必要な文字または数値を記入し、また□にレ印をつけてください。

Ⅲ 記入マニュアル

0. 基本情報

「申請者の氏名」等

申請者の氏名を記入し、ふりがなを併記してください。

性別については、該当する□にレ印をつけてください。

生年月日及び年齢（満年齢）については、該当するものに○印をつけ、必要事項を記入してください。

住所及び連絡先については、居住地（自宅）の住所及び電話番号も記入してください。施設に入院・入所している場合は、当該施設の施設名、住所及び電話番号を記入してください。

主治医として主治医意見書が介護サービス計画作成の際に利用されることについて同意する場合は「□同意する」に、同意しない場合には「□同意しない」にレ印をつけてください。

主治医意見書における「介護サービス計画作成等」の想

「医師氏名」等

主治医意見書を記入する主治医の所属する医療機関の所在地及び名称、電話番号、FAX、主治医の氏名を記入してください。主治医意見書を介護情報基盤を用いて作成及び送信する場合については、医師本人による自署を不要とします。その場合、電子署名を用いることも可能ですが、当面の間、医療機関の判断で電子署名を行わなくとも構い

定する範囲は、介護保険事業の適切な運営のために必要な範囲であって、介護サービス計画作成に加えて、

例えば、

・総合事業における介護予防ケアマネジメントのケアプラン作成

・地域ケア会議における個別事例の検討

・指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設における入所に関する検討のための委員会での特例入所対象者の判定及び施設への優先入所対象者の判定

・認知症日常生活自立度を基準とした加算における日常生活自立度の決定

・レセプト情報等との連結解析や国保データベース（KDB）システムでの利活用による保険者の支援に関する利用を考えており、その範囲内において取り扱っていただきますようお願いします。

同意する場合には、介護サービス計画の内容についての検討を行うサービス担当者会議に本主治医意見書が提示されます。

なお、申請者本人の同意を得た上で主治医意見書をサービス担当者会議の参加者に示すことについては、主治医に「守秘義務」に関する問題が生じることはないことを申し添えます。

「医師氏名」等

主治医意見書を記入する主治医の所属する医療機関の所在地及び名称、電話番号、FAX、主治医の氏名を記入してください。

なお、医師氏名の欄には、押印の必要はありません。また、医療機関の所在地及び名称等は、ゴム印等を用いても構いません。

ません。なお、電子署名をせず、セキュリティ事案が発生した場合には、医療機関には調査や患者に対しての説明が求められ、事案に対する責任が医師本人や医療機関に生じることに留意ください。

紙媒体で主治医意見書を作成及び提出する場合については、医師本人の記入であることを確認する必要があることから、医師氏名のみは医師本人による自署をお願いします。なお、医師氏名の欄には、押印の必要はありません。また、医療機関の所在地、名称等は、ゴム印等を用いても構いません。

(1) ～ (3) (略)

2. 傷病に関する意見
(略)

3. 特別な医療
(略)

4. 心身の状態に関する意見
(略)

5. 生活機能とサービスに関する意見
(1) 移動

屋外歩行

日常生活での屋外歩行の状態について、以下の各選択項目の状態例にあてはめ、該当する口にレ印をつけて下さい。

自立	自分だけで屋外を歩いている状態。 歩行補助具や装具・義足を用いている場合も含まれます。外出するようには促しが
----	---

ただし、医師本人の記入であることを確認する必要があることから、医師氏名のみは医師本人による自署をお願いします。

(1) ～ (3) (略)

1. 傷病に関する意見
(略)

2. 特別な医療
(略)

3. 心身の状態に関する意見
(略)

4. 生活機能とサービスに関する意見
(1) 移動

屋外歩行

日常生活での屋外歩行の状態について、以下の各選択項目の状態例にあてはめ、該当する口にレ印をつけて下さい。

自立	自分だけで屋外を歩いている状態。 歩行補助具や装具・義足を用いている場合も含まれます。外出するようには促
----	---

	必要でも、屋外は一人で歩いている場合も含まれます。		しが必要でも、屋外は一人で歩いている場合も含まれます。
介助があればしている	介護者と一緒に屋外を歩いている状態。直接介助されている場合だけでなく、そばで見守っている場合も含まれます。	介護があればしている	介護者と一緒に屋外を歩いている状態。直接介助されている場合だけでなく、そばで見守っている場合も含まれます。
していない	屋外歩行をしていない状態。 歩こうとすれば歩けるが実際は歩いていない場合や、訓練の時だけ屋外歩行をしている場合を含みます。また車いすで屋外を移動している場合等を含みます。	していない	屋外歩行をしていない状態。 歩こうとすれば歩けるが実際は歩いていない場合や、訓練の時だけ屋外歩行をしている場合を含みます。また車いすで屋外を移動している場合等を含みます。

(略)

(2) ~ (7) (略)

6. 特記すべき事項

申請者の主治医として、要介護認定の審査判定上及び介護保険によるサービスを受ける上で、重要と考えられる事項があれば、要点を記入してください。特に、他の項目で記入しきれなかったことや選択式では表現できないことを簡潔に記入してください。口腔内の状況から口腔清潔に関して、特に留意事項があれば、要点を記載してください。また、専門医に意見を求めた場合や情報提供書や障害者手帳の申請に用いる診断書等がある場合にはその結果、内容のうち、介護保険によるサービスを受ける上で重要と考えられる事項を簡潔に記入してください。

(略)

(2) ~ (7) (略)

5. 特記すべき事項

申請者の主治医として、要介護認定の審査判定上及び介護保険によるサービスを受ける上で、重要と考えられる事項があれば、要点を記入してください。特に、他の項目で記入しきれなかったことや選択式では表現できないことを簡潔に記入してください。口腔内の状況から口腔清潔に関して、特に留意事項があれば、要点を記載してください。また、専門医に意見を求めた場合にはその結果、内容を簡潔に記入してください。情報提供書や障害者手帳の申請に用いる診断書等の写しを添付していただいても構いません。なお、その場合は情報提供者の了解をとるようにしてください。